

中間市第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

計画の趣旨と概要

1. 計画策定の趣旨

- 近年、わが国においては、少子高齢化や核家族化の進行、多様化・複雑化する社会情勢等による著しい変化に加え、障がいのある人の増加や障がいの重度化・重複化の傾向が顕著になっています。また、発達障がいや高次脳機能障がいなどが、新たな障がいとして広く認識され法律や制度に位置づけられるようになり、障がいの種類も複雑かつ広範に至っています。併せて、家族関係や地域社会が大きく変化しており、住民の価値観や生活様式が多様化する中で、障がいのある人の意識も変化しており、誰もが地域で自立した生活を送れるよう支援することが、これまで以上に重要となっています。
- 一方、令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のまん延に伴い、障がいのある人の社会活動や地域生活に制限が生じ、障害者施策や障害福祉サービスにおいても利用控えや受入れ体制の縮小などの動きが生じていました。しかし、令和5（2022）年度に入り行動制限が緩和されたことにより、障がいのある人の生活やサービス利用状況が新型コロナウイルス感染症の発生前の水準に戻りつつあります。また、SDGsやユニバーサルデザインに係る概念が、社会に浸透してきており、障がいの有無にかかわらず、社会においてその人らしい自立と参加を目指すことができるよう、社会においては包括的で必要とされる支援を提供できる施策が求められるようになってきています。
- 障害者関連の法整備等のこれまでの動きをみると、平成23（2011）年に障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」が改正され、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が新たな理念となりました。また、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正等の法整備が進められ、平成26（2014）年には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。平成28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。国では、これらの法整備等の動きに呼応して令和5（2023）年には「障害者基本計画（第5次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。平成30（2018）年には「障害者文化芸術推進法」、令和元（2019）年には「読書バリアフリー法」、令和3（2021）年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4（2022）年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、これらの法律の規定や趣旨を踏まえた施策が進められています。
- このような中、中間市（以下、本市）では、障がいの有無に関わらず、地域の一人ひとりがお互いに支え合いながら、安心して生活できる地域社会を目指し、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28（2016）年度に「中間市第3次障害者基本計画」を策定しました。また障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、平成29年度以降「中間市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」、「中間市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、いずれの計画も令和5年度末をもって満了となることから、国や県の法律や条例、指針に沿って計画を見直すこととします。

【障害者自立支援法施行以降の国内法整備等の動き】

● 「障害者自立支援法」施行(平成18年4月)

- ・ 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化
- ・ 応益負担
- ・ 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)の導入

● 「障害者自立支援法」の一部改正(平成22年12月)

- ・ 障害者の範囲の見直し(発達障害者が障害者自立支援法の対象に)
- ・ 利用者負担、支給決定プログラムの見直し
- ・ グループホームの利用助成等

● 「障害者虐待防止法」の制定(平成23年6月成立、平成24年10月施行)

- ・ 障害者虐待を発見した場合の通報の義務化
- ・ 市町村虐待防止センターの設置、立ち入り調査権等の規定等

● 「障害者基本法」の一部改正(平成23年7月成立、8月施行※一部を除く)

- ・ 目的規定や障害者の定義の見直し
- ・ 社会的な障壁を取り除くための配慮を行政等に求める等

● 「障害者優先調達推進法」の制定(平成24年6月成立、平成25年4月施行)

- ・ 障害者就労施設等の受注機会の拡大措置を行政等に努力義務化等

● 「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正(平成24年6月成立、平成25年4月施行※一部を除く)

- ・ 障害者基本法の一部改正の理念を踏まえた目的規定の改正
- ・ 障害者の範囲の見直し(難病が障害者の範囲に加えられる)等

● 「障害者差別解消法」の制定(平成25年6月成立、平成28年4月施行)

- ・ 障害者の差別解消に向けた差別的な取扱いの禁止
- ・ 合理的配慮の不提供の禁止等

● 「精神保健福祉法」の一部改正(平成25年6月成立、平成26年4月施行)

- ・ 保護者制度の廃止、医療保護入院要件の見直し等

● 「難病法」の制定(平成26年5月成立、平成27年1月施行)

- ・ 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立
- ・ 難病の医療に関する調査及び研究の推進
- ・ 療養生活環境整備事業の実施

● 「障害者雇用促進法」の一部改正(平成26年5月成立、平成28年4月施行)

- ・ 障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助
- ・ 法定雇用率の算定基礎の見直し(精神障害者が算定基礎に加わる)等

● 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正(平成28年5月成立、平成30年4月施行※一部を除く)

- ・ 障害者の望む地域生活の支援
- ・ 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
- ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等

● 「成年後見制度利用促進法」の制定(平成28年4月成立、5月施行)

- ・ 成年後見制度の理念の尊重(ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等)
- ・ 地域の需要に対応した成年後見制度利用の促進
- ・ 成年後見制度の利用に関する体制の整備等

● 「発達障害者支援法」の一部改正(平成28年5月成立、8月施行)

- ・ 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- ・ 発達生活全般にわたる支援の促進
- ・ 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備等

● 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正(平成29年4月成立、10月施行)

- ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等

【障害者自立支援法施行以降の国内法整備等の動き】

● 「バリアフリー法」の一部改正(平成30年5月成立、11月施行※一部を除く)

- ・ 国及び国民の責務の明確化
- ・ 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
- ・ バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化等

● 「読書バリアフリー法」の制定(令和元年6月成立、施行)

- ・ アクセシブルな電子書籍等の普及、提供の促進等

● 「障害者雇用促進法」の一部改正(令和元年6月成立、令和2年4月施行※一部を除く)

- ・ 障害者の活躍の場の拡大に関する措置
- ・ 国及び地方公共団体における雇用状況についての的確な把握等に関する措置

● 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の促進に関する法律」の制定(令和2年6月成立、令和2年12月施行)

- ・ 電話リレーサービスに関する交付金制度の創設等

● 「バリアフリー法」の一部改正(令和2年5月成立、令和3年4月施行※一部を除く)

- ・ 公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設
- ・ 優先席・車椅子使用者駐車施設等の適正な利用
- ・ 市町村等による心のバリアフリーを推進

● 「障害者差別解消法」の一部改正(令和3年5月成立、施行は公布の日から3年以内)

- ・ 事業者における合理的配慮の提供の義務化等

● 「災害対策基本法」の一部改正(令和3年5月成立、施行)

- ・ 個別避難計画の作成を市町村長の努力義務とする等

● 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(令和4年5月成立、施行)

- ・ 情報アクセスとコミュニケーションにバリアを抱える障害者が、障害のない人たちの情報アクセスとコミュニケーションと同様の保障を実現
- ・ 障害者差別解消法において合理的配慮を的確に実施するための「事前的改善措置」として位置づけ

2. 計画の位置づけ

① 法令等による位置づけ

「中間市第4次障害者基本計画」及び「中間市第7期障害福祉計画」、「中間市第3期障害児福祉計画」は一体として策定します。この3つの計画は法令により策定が義務付けられており、その位置づけは、以下のとおりです。

● 中間市第4次障害者基本計画

【法令】市町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項）

⇒主に障害者施策の基本理念と施策の方向性を定めた中長期の計画。

● 中間市第7期障害福祉計画

【法令】市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）

⇒主に障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画で、数値目標と障害福祉サービスなどの見込量を定める3年を1期とした計画。本計画で定める障害福祉サービスの見込量等は、遠賀中間圏域の数値目標として、福岡県障害福祉計画に反映されます。

● 中間市第3期障害児福祉計画

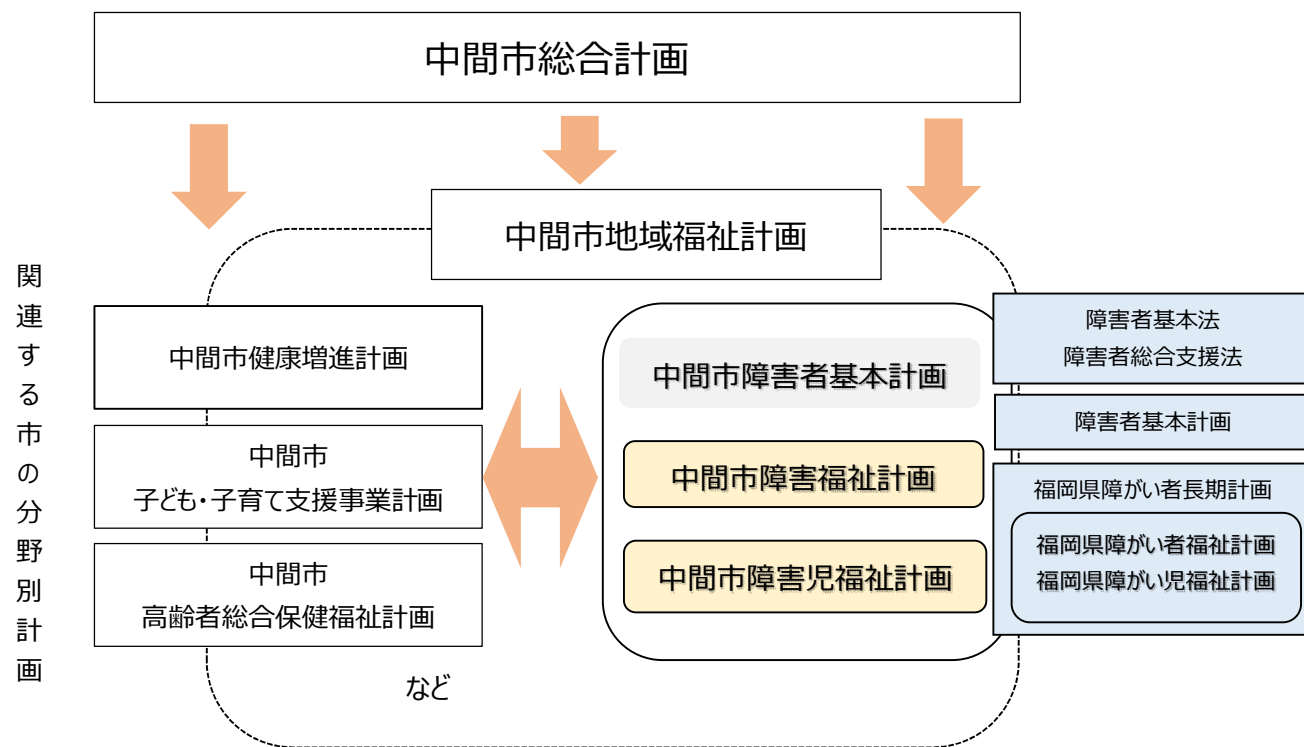
【法令】市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項）

⇒主に障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画で、数値目標と障害福祉サービスなどの見込量を定める3年を1期とした計画。本計画で定める障害福祉サービスの見込量等は、遠賀中間圏域の数値目標として、福岡県障害福祉計画に反映されます。

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービスの見込みとその確保策を定める計画（計画期間は3年）	障害児サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める計画
根拠法	障害者基本法（第11条第3項）	障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（第88条第1項）	児童福祉法（第33条の20第1項）
国	障害者基本計画（第5次） 計画期間：R5年度～R9年度	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
県	福岡県障がい者長期計画 計画期間：R3年度～	福岡県障がい者福祉計画 第4期計画期間：R3年度～R5年度	福岡県障がい児福祉計画 第2期計画期間：R3年度～R5年度
市 (策定 予定)	中間市第3次障害者基本計画 第4次計画期間：R6年度～R10年度	中間市障害福祉計画 第7期計画期間：R6年度～R9年度	中間市障害児福祉計画 第2期計画期間：R6年度～R9年度
(計画の 主な内 容)	(1)啓発・広報 (2)生活支援 (3)生活環境 (4)教育・育成 (5)雇用・就業 (6)保健・医療 (7)情報・コミュニケーション (8)国際協力	○障害福祉サービス 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所・生活介護・療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助・施設入所支援 ○地域生活支援事業 相談支援事業・意思疎通支援事業・日常生活用具給付等事業・移動支援事業・地域活動支援センター事業・訪問入浴サービス事業・日中一時支援事業	○乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築 ○地域支援体制の構築 ○保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 ○地域社会への参加・包容の推進 ○障害児相談支援の提供体制の確保 ○特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

② 中間市総合計画の分野別計画

本計画は、国の基本指針及び福岡県障がい者長期計画、福岡県障がい者福祉計画・福岡県障がい児福祉計画との整合性を図るとともに、「中間市総合計画」をはじめ、「中間市地域福祉計画」等の本市における分野別計画との整合を考慮のうえ策定します。



《参考》

【障害者基本法】第11条

第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

【障害者総合支援法】第88条

第1項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

第7項 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等に福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

【児童福祉法】第33条の20

第1項 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

第6項 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる

3. 計画の対象

本計画での「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条（いわゆる「難病患者」）、発達障害者支援法第2条に定義する者としてします。

ただし、具体的事業の対象となる障がいのある人の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

以上の人々を対象としつつ、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる市民の理解と協力が必要であることから、全市民を計画の対象とします。

障害者基本法第2条

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

障害者総合支援法第4条

第四条（抄）治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

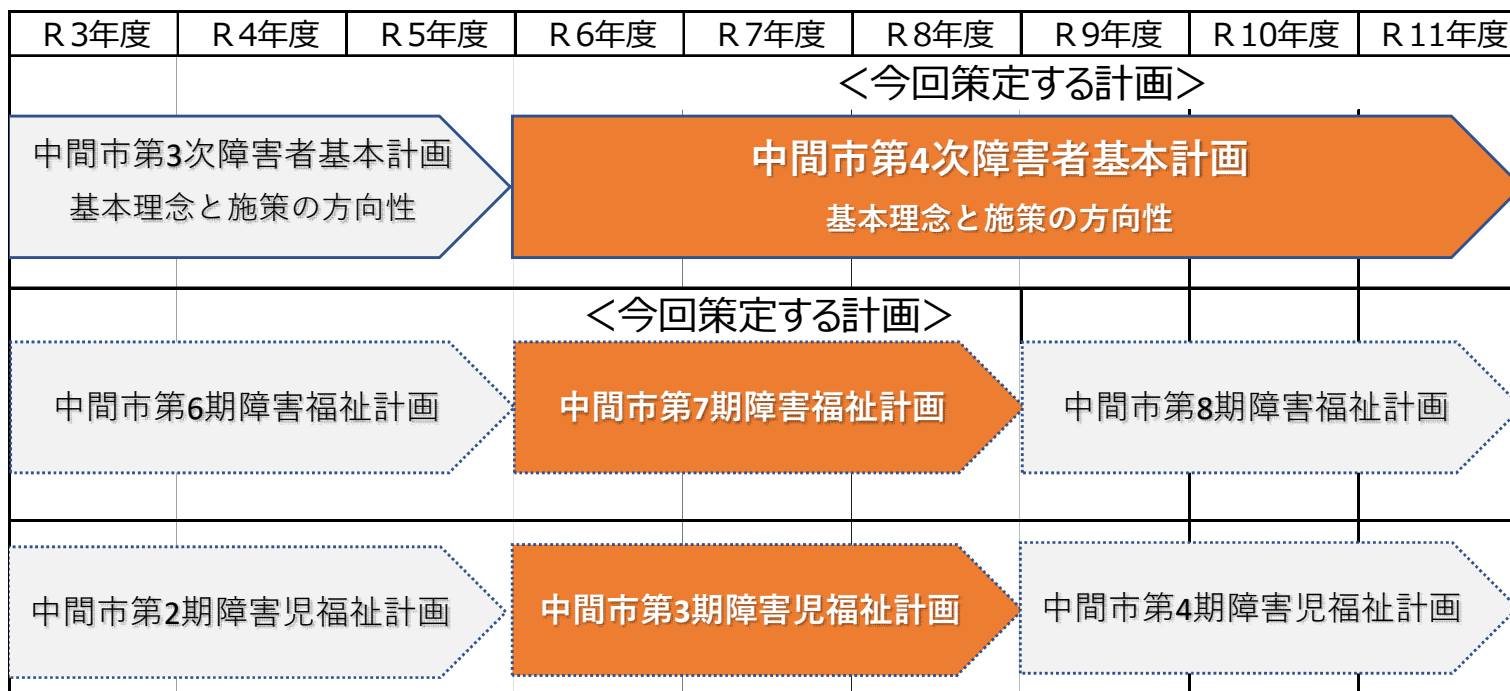
発達障害者支援法第2条

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であつて発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

4. 計画の期間

「中間市第4次障害者基本計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とし、「中間市第7期障害福祉計画」及び「中間市第3期障害児福祉計画」は、国の指針に基づき令和6（2024）年度から令和8（2026）の3年間を計画期間とします。



5. 計画の策定スケジュール

「中間市第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定業務」工程表

	7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
・策定委員会		■						■				■				■			
■ 基礎データの収集・分析																			
・国及び県提供資料の整理	■	■																	
・関係法令、条例等の見直し等の把握	■	■																	
■ 計画策定に向けた検討																			
・4年度実施アンケート結果の整理			■	■	■														
・4年度実施のヒアリング調査の整理			■	■	■														
・施策の現状・課題、関係各課の関連施策の把握																			
・将来人口・障がい者数等の推計			■	■	■														
■ 【福祉計画】サービス・事業の見込み量推計																			
・福祉サービス・地域生活支援事業の実績把握					■	■	■												
・福祉サービス・地域生活支援事業の見込み量推計					■	■	■												
・数値目標の検討及び設定					■	■	■												
■ 計画案作成																			
・骨子案作成							■	■											
・素案作成							■	■	■	■	■	■							
・パブリックコメント実施													■	■	■				
・計画案の編集															■	■	■		
■ 計画書印刷・製本																			
・計画書印刷・製本																		■	■